

建築基準法第3条1項3号に基づく条例の制定状況比較表①

自治体	神戸市	京都市	横浜市	兵庫県	福岡市	川崎市	鎌倉市
条例の名称	神戸市都市景観条例	京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	景観の形成等に関する条例	福岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	川崎市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例
制定日	H22. 12. 20 (施行：H23. 1. 20)	H24. 3. 30 (施行：H24. 4. 1)	H25. 12 (施行：H26. 7. 1)	H25. 3. 22 (施行：H25. 10. 1)	H27. 3. 19 (施行：H27. 4. 1)	H28. 3. 18 (施行：H28. 10. 1)	H28. 10. 4 可決 (施行：)
制定方法	景観条例を改正	新規に制定	景観条例を改正	景観条例を改正	新規に制定	新規に制定	新規に制定
運用指針等の有無	なし	あり ・保存建築物の安全性の確保等に関する指針<木造建築物版> ・保存建築物の安全性の確保等に関する指針<非木造建築物版>	なし	なし	なし	あり ・川崎市歴史的建築物保存活用計画策定指針(木造建築物)	あり ・鎌倉市建築基準法第3条1項3号の指定に係る審査基準
制定の目的	歴史性及び地域性豊かな伝統的建造物群その他の建築物等の保存及び活用その他の都市景観の形成に関する必要な事項を定め、神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくり、市民にとって親しみと愛着と誇りのあるものとする	歴史的な価値を有する建築物を保存、及び活用、並びにその安全性の向上及び維持を図るための措置に関し必要な事項を定め、当該建築物を良好な状態で将来の世代に継承すること	地域の個性と市民等の豊かな発想が調和した、人をひきつける質の高い都市の実現を図ることで、横浜らしい都市景観が市民の財産として将来にわたり共有され、市民生活の向上に寄与すること	優れた景観を創造、又は保全するとともに、大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観に影響を及ぼす行為の届出等に関して必要な事項を定め、魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与すること	歴史的な建築物について、現状変更の規制及び保存のための措置並びに安全性の維持及び向上を図るために必要な事項を定め、当該建築物の歴史的価値を維持しつつ、利活用を促進し、良好な状態で文化的遺産を将来の世代に継承すること	歴史的価値を有する建築物の保存及び活用のための措置に関し必要な事項を定め、当該建築物を良好な状態で将来の世代に継承し、本市固有の歴史的景観の保全及び文化の向上に寄与すること	歴史的な価値を有する建築物を保存・活用し、安全性向上・維持を図るために必要な事項を定め、当該建築物を地域の資産として良好な状態で将来の世代に継承すること
条例における保存建築物の対象		・景観重要建造物(景観法第19条第1項)				・景観重要建造物(景観法第19条第1項)	・景観重要建造物(景観法第19条第1項)
		・登録有形文化財(文化財保護法) ・京都府文化財保護条例第52条第1項の規定により登録された文化財 ・京都市文化財保護条例第41条第1項の規定により登録された文化財			・登録された有形文化財(文化財保護法) ・福岡市登録有形文化財(福岡市文化財保護条例(昭和48年福岡市条例第33号)第35条第1項)	・登録有形文化財(文化財保護法)	・登録有形文化財(文化財保護法) ・神奈川県指定重要文化財(神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)第4条第1項) ・鎌倉市指定有形文化財(鎌倉市文化財保護条例(平成17年3月条例第13号)第11条第1項)
		・歴史的風致形成建造物(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項に規定する)				・歴史的風致形成建造物(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十二条第一項)	
		・京都市市街地景観整備条例第38条に規定する歴史的意匠建造物					
						・伝統的建造物(川崎市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成年条例第十九号)第三条第二項第二号)	
		・景観形成重要建築物として市長が指定したもの	・その他市長が前条の目的に適合するものとして別に指定するもの	・特定景観形成歴史的建造物として市長が指定したもの	・景観形成重要建築物として知事が指定したもの	・その他市長が前条の目的に適合するものとして指定するもの	・その他市長が前条の目的に適合するものとして指定するもの

建築基準法第3条1項3号に基づく条例の制定状況比較表②

自治体		神戸市	京都市	横浜市	兵庫県	福岡市	川越市	鎌倉市	
保存計画	作成主体	市長	・所有者 ・景観整備機構 ・歴史的風致維持向上支援法人	市長	所有者	所有者	所有者	所有者	
	作成手続き	・所有者の申出により市長が保存活用計画を作成	・所有者等が保存活用計画を作成し、市長に提出	・市長が保存活用計画を作成 ・所有者等と協議 ・都市美対策審議会に意見聴取	・所有者が保存活用計画を作成し、知事に認定申請 ・知事が認定 ・市町の長に意見聴取 ・景観審議会に意見聴取	・所有者が保存活用計画を作成し、市長に提出	・所有者が保存活用計画を作成し、市長に提出	・所有者が保存活用計画を作成し、市長に提出	
	計画内容	名称及び概要	名称及び概要	名称及び概要	名称及び所在地		名称及び概要		
		所有者の氏名及び住所	所有者の氏名及び住所	所有者の氏名及び住所	所有者の氏名及び住所		所有者の氏名及び住所		
		目標及び方針		目標及び方針					
			工事の内容		工事の内容	工事の内容	工事の内容	工事の内容	
			安全性		安全性	安全性	安全性	安全性	
		維持管理		維持管理	維持管理	維持管理	維持管理		
	その他必要な事項	市長が必要と認める事項	その他必要な事項	知事が必要と認める事項	市長が必要と認める事項	市長が必要と認める事項	市長が必要と認める事項		
	現状変更の規制及び保存のための措置に関する事項		現状変更の規制及び保存のための措置に関する事項						
現状変更規制	保存建築物	規制対象	・現状の変更 ・保存に影響を及ぼす行為	・増築、改築、移転、用途変更、修繕、模様替え ・保存に影響を及ぼす行為	・現状の変更 ・保存に影響を及ぼす行為	・改築、増築、移転、修繕、模様替え ・色彩・意匠の変更	・形状変更 ・保存に影響を及ぼす行為	・形状変更 ・保存に影響を及ぼす行為	
		手続き	・市長の許可 ・必要な条件付加が可能	・市長の許可 ・必要な条件付加が可能	・市長の許可 ・必要な条件付加が可能	・知事の許可 ・必要な条件付加が可能	・市長の許可 ・必要な条件付加が可能 ・許可後の工事着工 ・工事後の市長への届出	・市長の許可 ・必要な条件付加が可能 ・許可後の工事着工 ・工事後の市長の検査	・市長の許可 ・必要な条件付加が可能 ・許可後の工事着工 ・工事後の市長の検査
		条件違反の対応	・行為の停止命令 ・許可の取消し	—	・許可の取消し	・行為の停止命令 ・是正命令	—	—	—
	保存建築物以外	規制対象	—	・同一敷地内の保存建築物以外の増築、改築、移転又は用途変更	—	—	・同一敷地内の保存建築物以外の改築、増築、移転、修繕、模様替え	・同一敷地内の保存建築物以外の改築、増築、移転、修繕、模様替え	・同一敷地内の保存建築物以外の改築、増築、移転、修繕、模様替え
		手続き	—	・確認申請前の市長による計画認定 ・認定後の工事着工	—	—	・確認申請前の市長の許可 ・必要な条件付加が可能 ・許可後の工事着工 ・工事後の市長への届出	・確認申請前の市長の許可 ・必要な条件付加が可能 ・許可後の工事着工 ・工事後の市長の検査	・確認申請前の市長の許可 ・必要な条件付加が可能 ・許可後の工事着工 ・工事後の市長の検査
	維持管理方法	管理主体	所有者等	所有者 保存管理責任者の選任可能	所有者等	所有者等	所有者 保存管理責任者の選任可能	所有者 保存管理責任者の選任可能	所有者 保存管理責任者の選任可能
管理が適当でない場合の措置		—	勧告⇒命令	—	勧告	助言⇒勧告⇒命令	助言⇒勧告⇒命令	助言⇒勧告⇒命令	
維持管理に関する報告等		—	定期的に報告	—	—	定期的に報告	記録の作成・保存	定期的に報告	
権利義務の承継	—	あり	—	—	—	あり	あり	あり	
指定事例	2件	7件	2件	—	—	—	—	—	